

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成30年11月27日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称 三菱UFJリース株式会社

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ紫波 紫波郡紫波町日詰字丸盛188番地1ほか

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の所在地

イ 大規模小売店舗の設置者の代表者の氏名

(4) 変更の年月日 平成29年6月29日ほか

(5) 変更の理由

ア 所在地の記載の錯誤のため

イ 設置者の代表者の変更のため

2 届出年月日 平成30年11月22日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び紫波町役場